平成26年度 第1回 富士見市下水道事業審議会 会議録					
会議日時 平成26年8月22日(金)			開会閉会	午後1時30分 午後3時30分	
会	会 議 場 所 富士見市役所内 市長公室				
出席者数 委員定数10名中 出席者9名					
出席	委員	会 長	木内 芳弘	委 員	羽石裕子
		委 員	吉川芳一	委 員	本間 雄一
		委員	古賀正信	委員	吉田京子
		委員	小森 和雄	委員	渡井 善治
		委員	酒本 敏子		
者	幹事	建設部長事務代理 森川 正幸			
坦	市職員等 (事務局)	中島建設部副部長、橋本下水道課長、加覧副課長、新井副課長、吉川主査佐藤専門員、吉野主任			
欠席委員		田中 金治		傍 聴 者	0名
議長		木 内 芳	弘	書記	佐藤 昌明 吉野 武明

## 会 議 事 項

- 1 開 会 森川幹事
- 2 会長あいさつ 木内会長
- 3 市長あいさつ 星野市長
  - ※下記の諮問事項について市長が諮問書を朗読し、会長へ手渡す。

(市長退席)

4 議長選出

下水道事業審議会条例第7条第1項の規定により会長が議長に就く。

委員の出席状況の報告。委員10名中、9名の出席により、富士見市下水道事業審議会条例第7条第2項の規定の、過半数に達しているため、本日の会議が成立したことを報告。

5 会議録署名委員の選出

6 会議の公開・非公開の決定

富士見市情報公開条例第25条の規定により、会議は原則公開。但し、同条各号に 該当する場合は、非公開とすることができる。

本日の諮問等の案件については非公開に該当する情報等がないため、議長が公開とすることを委員に諮り、承認を得る。

※ 傍聴者なし

#### 7 議 事

- (1) 諮問事項
  - ①事業認可区域に編入した市街化調整区域の受益者負担金(単位負担金)について 事務局より、資料に基づき受益者負担金の概要及び諮問内容等について説明。

## 会 議 事 項

#### 質疑応答等

会長: 事業認可区域に編入した市街化調整区域の受益者負担金(単位負担金)について順次質疑を受けたいと思いますが、資料が多いので資料ごとに区切って質問を受けたいと思います。はじめに資料1についての質問からお願いします。

質疑: 公共下水道と特定環境保全公共下水道の違いは?

応答: 公共下水道は主に市街化区域における都市施設で下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道である。また、特定環境保全公共下水道は、公共下水道のうち、市街化区域以外の区域、富士見市においては南畑地域の水質を保全するための整備手法である。

質疑: 公共と特環の事業費の国庫補助の補助率と所管は同じなのか?

応答: 公共と特環の国庫補助金の率は10分の5で同じ補助率であり、国土交通省 から交付される。

質疑: 公共と特環の国庫補助金が同率なのに、どうして受益者の負担額が違うのか?

応答: 単位負担金の算出方法は同じであるが、工事工程や工事内容的に特環の工事 費が割高になってしまうため、単位負担金に差が生じてしまう。

会長: 特環の工事費が割高になってしまうことについて補足説明。

質疑: いつから前納報奨金を導入し、今の割引率になっているのか?

現在預金金利も低いので割引率を縮小する方向へ見直すべきではないか?

応答: 昭和57年4月1日から導入しており、継続していることと、公平性を保つ 観点から報奨金の率の変更は行われていない。

会長: 続きまして資料2についての質問に移りたいと思います。

質疑: 資料2のP11~P13の土地利用状況で今回の賦課対象はどの部分なのか?

賦課対象外の内訳で神社・仏閣関係の根拠は?

### 会 議 事 項

応答: 地目部分宅地等が対象でP11は既に納付済の部分を除く約163,000㎡ である。P12は地目宅地等の3,323.29㎡。P13は37,288.03㎡ が対象となる。

神社・仏閣は原則宗教法人が所有し、その用に供しているものが該当する。 個人や数名で所有しているものについては早急に調査したい。

要望: 資料2のP11~P13の表でP11だけが整理の仕方が違うので、今説明 されたとおりに作成し直した方が良いのではないか。

質疑: 特環については単位負担金を工事費から算出していて、公共については隣接 する区域と同じにしているのは何故か?

公共と特環の単価は整備時期により変動するが、この点を考慮して単価の再 計算はしないのか?

応答: まず、今回対象となっている公共下水道は主にららぽーとの開発区域で流出 先の管は埋設されている。同じ区域で既に接続している所は430円で賦課し ていることと、ららぽーと開発区域の整備は事業者負担で整備していることを 考慮しているからである。次の質問の物価変動を考慮するという点については、 公共、特環共に区域拡大を図っており、整備年度毎に算出することにより混乱 を招く恐れもあることから、単位負担金の改定は慎重に行うことが肝要である ため、このような単位負担金で推移していることを理解して頂きたい。

質疑: 地震や老朽化による管の布設替はこの負担金で対応するのか?

応答: 市の負担で行う。使用料の構成内容から維持管理費を考慮しているため、この中での対応も可能と考えている。

※以上の質疑を経て、採決を行う。

「事業認可区域に編入した市街化調整区域の受益者負担金(単位負担金)につ

# 会 議 事 項 いて」挙手により賛否を諮ったところ、挙手全員により原案のとおり「賛成」 することに決定。また、答申書に付する意見・要望はないが、「今回の会議で上 がった意見等を今後の下水道事業に活かして欲しい」との要望が出される。 (2) その他 会長: 下水道使用料による経営状況は事務費、維持管理費、資本費等の支出と収入 の関係はどうなのか? 応答: 使用料収入は平成25年度決算ベースで約9億2千万円程度であり事務費、 維持管理費等は充当できるが、借入金は利子の一部しか充当できず、一般会計 からの繰入となっている。 また、荒川右岸流域下水道の維持管理負担金は32円/㎡である。 報告: 事務局より現時点では今後の審議会の開催予定はない旨を報告。 森川幹事 8 閉 会